

令和 7 年 8 月 吉日

最近の改正（住所変更登記義務化にむけて）

1. 戸籍に氏名のふりがなが記載されるようになります。

相続等の相談をうけた時、お客様の名前の読み方がわからない時があります。一度聞いても忘れてしまったりしてわからないまま何となく相続手続きに入っていきますが、読み方がわからなくて不便を感じている人は私ばかりでなく、役所の人も公文書の取扱いで不便を感じていることがあり、令和 7 年 5 月 26 日から戸籍にふりがながつくことになりました。

また、この制度が始まるのに合わせて 7 月位からふりがなの確認の通知がくるようになります。

先日、私の所にも確認の通知がきて、氏名、ふりがなの確認がありましたが、来年（令和 8 年）5 月以降、確認したふりがなが戸籍に記載されるようになります。

2. メールアドレス、氏名にふりがなの記載。

来年（令和 8 年）4 月 1 日から住所変更登記が義務化されます。従って、住所変更したら法務局に住所変更登記をしないと罰せられます。

住所変更が義務化されると国民の負担が多くなるため、登記申請にあたり改正がされました。法務局が職権で住所変更登記が出来るようになります。

現在、法務局と各市町村は住民基本台帳のネットワークが出来つつあります。

そこで個人が市役所等に住所変更手続きをするとその情報が法務局にいき、住所、氏名（ふりがな）、生年月日で同一人の確認をし、メールアドレス等で連絡確認し、了承が得られれば住所変更登記を行うようになります。

このことから今年の 4 月 21 日以降、所有権移転、保存の登記の際は①メールアドレス②住所③氏名（ふりがな）④生年月日を申出するようになりました。（但、登記簿には記載されません）